

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年7月27日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル北上店 北上市村崎野22地割135番3ほか9筆

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成30年6月19日

オ 変更の理由 代表取締役の変更があったため

(2) 届出年月日 令和3年7月9日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル水沢上姉体店 奥州市水沢上姉体三丁目2番1ほか2筆

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成30年6月19日

オ 変更の理由 代表取締役の変更があったため

(2) 届出年月日 令和3年7月9日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所